県章

三重県公報

平成28年7月1日（金）
第　2814　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	規　　則		
62	三重県行政組織規則の一部を改正する規則	（総務課）	2
	人事委規則		
	三重県人事委員会規則7-12（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	2
	三重県人事委員会規則7-75（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	2
	三重県人事委員会規則12-4（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則	（同）	2
	告　　示		
447	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止の届出	（長寿介護課）	3
448	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	（同）	3
449	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	（同）	3
450	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	（農産物安全課）	4
451	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	（同）	5
452	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	（中小企業・サービス産業振興課）	5
453	同件	（同）	5
454	同件	（同）	6
	公　　告		
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧	（担い手支援課）	6
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（農地調整課）	7
	土地改良事業計画の廃止及びその関係書類の縦覧	（同）	7
	公共測量が終了した旨の通知	（公共用地課）	7
	開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	7
	県営住宅の入居希望者の募集	（住宅課）	8
	人事委公告		
	平成28年度三重県職員採用候補者Ｂ試験及びＣ試験の実施	（人事委員会）	10
	平成28年度市町立小中学校職員採用候補者Ｂ試験及びＣ試験の実施	（同）	11
	平成28年度三重県警察官Ａ採用候補者試験（第2回目）の実施	（同）	13
	平成28年度三重県警察官Ｂ採用候補者試験の実施	（同）	14
	特定調達公告		
	一般競争入札を行う旨	（発達支援体制推進プロジェクトチーム）	15

規　　則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年七月一日

三重県知事　鈴　木　英　敬

三重県規則第六十二号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「次に掲げる課」を「サミット総務課」に改め、各号を削り、同条第十六項を次のように改める。

16　サミット総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

一　サミットに係る企画及び調整に関すること。

二　サミット関連事業の企画及び調整に関すること。

第十三条第十七項及び第十八項を削る。

第十九条第一項の表中理事の項を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年七月一日

三重県人事委員会委員長　竹　川　博　子

三重県人事委員会規則七―一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「局長理事」を「局長」に、「、局長及び理事」を「及び局長」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年七月一日

三重県人事委員会委員長　竹　川　博　子

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表イ中「（管理職理事）」を「（管理職）」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、三重県人事委員会規則一二―四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十八年七月一日

三重県人事委員会委員長　竹　川　博　子

三重県人事委員会規則一二―四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則一一一一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「理事」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

三重県告示第 447 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 7 月 1 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470200524	四日市羽津医療センター附属訪問介護センター	四日市市羽津山町10番地8号	独立行政法人地域医療機能推進機構	平成28年3月31日	訪問介護
2472700091	大台町社会福祉協議会宮川支所訪問入浴介護事業所	多気郡大台町江馬122番地	社会福祉法人大台町社会福祉協議会	平成28年3月31日	訪問入浴介護
2471400495	ケアセンター「夢眠」だいあん	いなべ市大安町南金井石佛東2608番1	愛岐商事株式会社	平成28年4月30日	短期入所生活介護
2471000055	尾鷲社協介護事業所輪内デイサービスセンター	尾鷲市曽根町606番地1	社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会	平成28年5月31日	通所介護
2470900198	デイサービスセンター答志島	鳥羽市答志町字大畑895	医療法人豊和会	平成28年5月31日	通所介護
2472900337	阿児第1通所介護センター真珠荘	志摩市阿児町鵜方3503-10	社会福祉法人洗心福祉会	平成28年5月31日	通所介護

三重県告示第 448 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 7 月 1 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470504529	居宅介護支援事業所クオーレ	津市南丸之内13-19	株式会社クオーレ	平成28年3月31日	居宅介護支援
2470800695	居宅介護支援事業所正邦苑城田	伊勢市中須町402	社会福祉法人慈恵会	平成28年5月30日	居宅介護支援

三重県告示第 449 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出がありました。

平成 28 年 7 月 1 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	廃止年月日	サービスの種類
2470200524	四日市羽津医療センター附属訪問介護センター	四日市市羽津山町10番8号	独立行政法人地域医療機能推進機構	平成28年3月31日	介護予防訪問介護
2472700091	大台町社会福祉協議会宮川支所訪問入浴介護事業所	多気郡大台町江馬122番地	社会福祉法人大台町社会福祉協議会	平成28年3月31日	介護予防訪問入浴介護

2471400495	ケアセンター「夢眠」だいあん	いなべ市大安町南金井石佛東2608番1	愛岐商事株式会社	平成28年4月30日	介護予防通所介護
2471400495	ケアセンター「夢眠」だいあん	いなべ市大安町南金井石佛東2608番1	愛岐商事株式会社	平成28年4月30日	介護予防短期入所生活介護
2472900337	阿児第1通所介護センター真珠荘	志摩市阿児町鵜方3503-10	社会福祉法人洗心福祉会	平成28年5月31日	介護予防通所介護

三重県告示第450号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

平成28年7月1日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　登録年月日及び登録番号

平成13年6月22日　第1号

2　地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事理事長　高村　憲治	三重県津市一色町211番地

3　地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば）

4　登録の区分

品位等検査

5　地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6　農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
草深　豊	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2412014
田中　芳晴	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2412015
砂山　幸司	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2413016
長谷川　浩一	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414017
鈴木　満	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414018
岡副　正一	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2415019
長谷川　浩司	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2415020
池村　和也	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416021
増田　栄作	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416022
東海　隆成	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2416023
中川　智之	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416024
鈴木　浩紀	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417025
森　浩之	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417026
井村　貴紀	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2419027
長谷川　彰	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2419028
小宮　敏	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2420029
長谷　善麿	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2421030
紀平　光則	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2421031

赤塚　幸規	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2422032
中野　秀和	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2422033
若畑　充孝	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423034
小粥　一真	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423035
城　博一	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2424036
長谷川　剛	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2424037
西之坊　真二郎	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2425038
佐脇　祥郎	[redacted]	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2426039
米野　靖正	[redacted]	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2426040
川村　公秀	[redacted]	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427041
小菅　健司	[redacted]	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427042

7　登録の更新日

平成 28 年 6 月 22 日

三重県告示第 451 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 28 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　登録年月日及び登録番号

平成 13 年 6 月 22 日　第 1 号

2　地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事理事長　高村　憲治	三重県津市一色町 211 番地

3　変更内容

農産物検査員の住所の変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
増田　栄作	[redacted]	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416022

三重県告示第 452 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の住所の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー藤方店

津市藤方字山ノ越 1884-1 ほか 23 筆

2　津市から聴取した意見

意見なし

3　意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間

平成 28 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 453 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成28年7月1日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
久居パワーセンターＢゾーン　ホームセンターバロー久居パワーセンター店（本館）
津市戸木町字北興7819番地1ほか69筆

2　津市から聴取した意見
意見なし

3　意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間
平成28年7月1日から同年8月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出（大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更）に対して同法第8条第1項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成28年7月1日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
久居パワーセンターＣゾーン　ホームセンターバロー久居パワーセンター店（資材館）
津市戸木町字北興7819番地1ほか69筆

2　津市から聴取した意見
意見なし

3　意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4　意見の縦覧の期間及び時間
平成28年7月1日から同年8月1日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

公　　告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成28年7月1日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　　所	
西谷　友樹	松阪市川井町672-3　アブニール21 102号	松阪市飯高町宮本字大脇827-1ほか7筆

高瀬　和美	松阪市小野江町 1133	松阪市星合町西ノ庄 98-1 ほか 8 筆
株式会社　小林農産	多気郡明和町金剛坂 690	伊勢市粟野町清水下 179 ほか 85 筆
西岡　孝明	伊勢市粟野町 1044 番地	伊勢市粟野町池ノ向 891 ほか 23 筆

2　農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1)　縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2)　縦覧期間

平成 28 年 7 月 1 日から同月 14 日まで

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 28 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

立梅用水土地改良区（多気郡多気町丹生 1620-3）

退任理事

多気郡多気町丹生 2308 番地　　杉　山　利　彦

就任理事

多気郡多気町丹生 2103 番地　　中　西　眞喜子

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により、県営農村振興総合整備事業伊賀地区（農用 9 号）計画を廃止しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この廃止については、土地改良法第 87 条の 3 第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の廃止を知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が廃止された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の廃止に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成 28 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業廃止処理計画書の写し

2　縦覧の期間

平成 28 年 7 月 4 日から同年 8 月 1 日まで

3　縦覧の場所

伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市馬場 1128 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が平成 28 年 6 月 6 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

平成 28 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量）

2　作業地域

南牟婁郡御浜町大字上市木及び同町大字下市木

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次

のとおり完了しました。

平成 28 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成 28 年 6 月 22 日	三重郡菰野町大字千草字神畑 2051-7 ほか 1 筆	四日市市西伊倉町 5-28 プレステージⅠ-207 樋　口　隼　人

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

平成 28 年 7 月 1 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

1　受付期間

平成 28 年 7 月 1 日（金）から同月 31 日（日）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、平成 28 年 9 月 7 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2　受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック　　鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253　三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック　　伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008　三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック　　三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008　三重県津市上浜町 1 丁目 5-1 エトアール津 102

3　募集する県営住宅及び戸数

ブ　ロ　ッ　ク　名	地　区　名	県　営　住　宅　名	戸　数（優先戸数）
北勢ブロック	桑名	川成（一般）	2
	川越	豊田一色（高齢者）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般）	2
		あこず（高齢者）	1
		あこず（一般）	1
		笹川（高齢者）	2
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般）	3（1）
		笹川第二（一般）	2
		河原田（一般）	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般）	4（1）
		桜島（身障者）	1
		桜島（高齢者）	1
		桜島（一般）	3（1）
	亀山	鹿島（一般）	1
	津	千里（高齢者・単身可）	1
		千里（一般）	2
		千里（一般・単身可）	1
		サンシャイン千里（一般）	2
		白塚（高齢者）	1
		白塚（一般）	1

中勢伊賀ブロック		一身田（高齢者）	1
		一身田（一般）	2
		神戸（一般・単身可）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
		サンシャイン千里（特公賃）	5
	伊賀	服部（一般）	1
		カーサ上野（一般）	2
南勢ブロック	松阪	粥田（高齢者・単身可）	1
		粥田（一般・単身可）	1
		和屋（高齢者）	1
		和屋（一般）	1
		上川第二（高齢者）	1
		上川第二（一般）	1
		エスペラント末広（特公賃）	5
	伊勢	辻久留（一般）	1
		旭（一般）	2
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般）	2
	鳥羽	安楽島（一般・単身可）	1
東紀州ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
	熊野	久生屋（一般）	1
	御浜	オレンジハイツ御浜（一般）	2

(1)　表中の（優先戸数）は、母子・父子世帯、障がい者世帯、多子世帯等が対象となります。

(2)　表中の（特公賃）は、「特定公共賃貸住宅」のことで、4(2)の収入基準以上の収入を有する者を対象とする住宅です。

4　入居資格

(1)　現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族（婚姻予定者を含みます。）があること（単身入居が可能な場合があります。）。

(2)　三重県営住宅条例（平成９年三重県条例第 52 号）第６条に規定する収入基準を満たしていること。

(3)　次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア　過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの

イ　過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ　ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

エ　イに掲げる者の連帯保証人であった者

(4)　申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア　過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年４月１日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から２年を経過していないこと。

イ　過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を平成 28 年４月１日以後に受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から４年を経過していないこと。

ウ　ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から２年を経過していないこと。

エ　県営住宅の借上げ期間の満了に伴い、住宅の明渡しの請求を平成 28 年４月１日以後に受けた場合であっ

て、知事が指定する期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

(5)　地方税を滞納していないこと。

(6)　連帯保証人を2人立てること。

(7)　暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5　その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅課住宅管理班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック　鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック　伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック　三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

人 事 委 公 告

平成28年度三重県職員採用候補者Ｂ試験及びＣ試験を次のとおり実施します。

平成28年7月1日

三重県人事委員会委員長　竹　川　博　子

1　試験区分及び採用予定数

(1)　Ｂ試験

試験区分	採用予定数
警察事務	約14名
司書	約2名

(2)　Ｃ試験

試験区分		採用予定数
一般行政分野	一般事務	約4名
工学分野	総合土木	約2名
警察事務		約4名

2　職務内容

知事部局、教育委員会、企業庁、病院事業庁等において事務又は技術的業務に従事します。ただし、警察事務は警察本部又は警察署において事務に従事します。

3　給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）等の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4　受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる要件の全てに該当する人が受験できます。

(1)　Ｂ試験

ア　平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

イ　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

ウ　日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

(2)　Ｃ試験

ア　平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

イ　地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

ウ　日本の国籍を有する人（ただし、試験区分「警察事務」に限ります。）

5　第1次試験

(1)　試験種目

ア　Ｂ試験

教養試験及び専門試験

イ　Ｃ試験

(ｱ)　一般事務及び警察事務

教養試験

(ｲ)　総合土木

教養試験及び専門試験

(2)　試験日

平成 28 年 9 月 25 日（日）

(3)　試験会場

ア　Ｂ試験

三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）

イ　Ｃ試験

三重県立津高等学校（津市新町 3-1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町 628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町 1-1）

6　第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1)　試験種目

ア　Ｂ試験

論文試験及び総合人物試験

イ　Ｃ試験

作文試験及び総合人物試験

(2)　試験日及び試験会場

平成 28 年 10 月下旬の指定する日

第 1 次試験合格通知で指定する場所

7　受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、三重県内の各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所

8　受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9　受験申込書の受付期間

平成 28 年 7 月 22 日（金）から同年 8 月 25 日（木）までとします。

なお、郵送による申込みは、平成 28 年 8 月 25 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10　採用

この試験の合格者は、三重県職員Ｂ試験又はＣ試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、平成 29 年 4 月 1 日の予定です。

11　その他

(1)　この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。

(2)　この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004　津市栄町 1 丁目 891　三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

平成 28 年度市町立小中学校職員採用候補者Ｂ試験及びＣ試験を次のとおり実施します。

平成 28 年 7 月 1 日

三重県人事委員会委員長　竹　川　博　子

1　試験区分及び採用予定数

(1)　Ｂ試験

試　験　区　分	採用予定数
学　校　事　務	約22名

(2)　Ｃ試験

試　験　区　分	採用予定数
学　校　事　務	約3名

2　職務内容

市町立小中学校において、一般事務に従事します。

3　給与

この試験に合格し、採用された場合には、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4　受験資格

次の試験の種類ごとに、それぞれ掲げる全ての要件に該当する人が受験できます。

(1)　Ｂ試験

ア　平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人

イ　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない人

(2)　Ｃ試験

ア　平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

イ　地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

5　第1次試験

(1)　試験種目

ア　Ｂ試験

教養試験及び専門試験

イ　Ｃ試験

教養試験

(2)　試験日

平成28年9月25日（日）

(3)　試験会場

ア　Ｂ試験

三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）

イ　Ｃ試験

三重県立津高等学校（津市新町3-1-1）

三重県伊勢庁舎（伊勢市勢田町628-2）

三重県尾鷲庁舎（尾鷲市坂場西町1-1）

6　第2次試験

第1次試験合格者について次により行います。

(1)　試験種目

ア　Ｂ試験

論文試験及び総合人物試験

イ　Ｃ試験

作文試験及び総合人物試験

(2)　試験日及び試験会場

平成28年10月下旬の指定する日

第1次試験合格通知で指定する場所

7　受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、三重県内の各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所及び三重県関西事務所

8　受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9　受験申込書の受付期間

平成 28 年 7 月 22 日（金）から同年 8 月 25 日（木）までとします。

なお、郵送による申込みは、平成 28 年 8 月 25 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10　採用

この試験の合格者は、市町立小中学校職員Ｂ試験又はＣ試験採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、平成 29 年 4 月 1 日の予定です。

11　その他

(1)　この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。

(2)　この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004　津市栄町 1 丁目 891　三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

平成 28 年度三重県警察官Ａ採用候補者試験（平成 29 年 4 月採用・2 回目）を次のとおり実施します。

平成 28 年 7 月 1 日

三重県人事委員会委員長　　竹　　川　　博　　子

1　試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数	
警察官Ａ	男性	約 10 名	
	女性	約 2 名	
	語学	ポルトガル語	約 1 名
		スペイン語	約 1 名

2　職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3　給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4　受験資格

(1)　昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた人（「警察官Ａ（男性）」にあっては男性、「警察官Ａ（女性）」にあっては女性とします。）で、次に掲げるもの

ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人及び平成 29 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの人

イ　三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認めるもの

(2)　次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア　日本の国籍を有しない人

イ　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当する人

5　第 1 次試験

(1)　試験種目

警察官Ａ（男性・女性）　教養試験及び体力試験Ｉ

警察官Ａ（語学）　教養試験、体力試験Ｉ及び専門試験Ｉ

(2)　試験日

平成 28 年 9 月 18 日（日）

(3)　試験会場

ア　警察官Ａ（男性・女性）

三重県立津工業高等学校（津市半田 534）

イ　警察官Ａ（語学）

三重県警察本部（津市栄町 1 丁目 100）

6　第 2 次試験

第１次試験合格者について次により行います。

(1)　試験種目

警察官Ａ（男性・女性）　論文試験、人物試験、体力試験Ⅱ、適性検査及び身体検査

警察官Ａ（語学）　専門試験Ⅱ、論文試験、人物試験、体力試験Ⅱ、適性検査及び身体検査

(2)　試験日及び試験会場

平成 28 年 10 月下旬から 11 月中旬までの指定する日

第１次試験合格通知で指定する場所

7　受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、三重県内の各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署

8　受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9　受験申込書の受付期間

平成 28 年７月 22 日（金）から同年８月 25 日（木）までとします。

なお、郵送による申込みは、平成 28 年８月 25 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10　採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として平成 29 年４月１日の予定です。

11　その他

(1)　この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。

(2)　この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004　津市栄町１丁目 891　三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

平成 28 年度三重県警察官Ｂ採用候補者試験を次のとおり実施します。

平成 28 年７月１日

三重県人事委員会委員長　竹　川　博　子

1　試験区分及び採用予定数

試験区分		採用予定数
警察官Ｂ	男性	約 33 名
	女性	約６名

2　職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に関する業務に従事します。

3　給与

この試験に合格し、採用された場合には、職員の給与に関する条例（昭和 29 年三重県条例第 67 号）の規定に基づく給料及び諸手当が支給されます。

4　受験資格

(1)　昭和 59 年４月２日から平成 11 年４月１日までに生まれた人（「警察官Ｂ（男性）」にあっては男性、「警察官Ｂ（女性）」にあっては女性とします。）で、次に掲げる要件に該当しないもの

ア　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除きます。）を卒業した人又は平成 29 年３月 31 日までに卒業する見込みの人

イ　三重県人事委員会がアに掲げる人と同等の資格があると認めるもの

(2)　次のいずれかに該当する人は受験できません。

ア　日本の国籍を有しない人

イ　地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当する人

5　第１次試験

(1)　試験種目

教養試験及び体力試験Ⅰ

(2)　試験日

平成 28 年 9 月 18 日（日）

(3)　試験会場

三重県立津工業高等学校（津市半田 534）

三重県立伊勢まなび高等学校（伊勢市神田久志本町 1560）

三重県立尾鷲高等学校（尾鷲市古戸野町 3-12）

6　第 2 次試験

第 1 次試験合格者について次により行います。

(1)　試験種目

作文試験、人物試験、体力試験Ⅱ、適性検査及び身体検査

(2)　試験日及び試験会場

平成 28 年 11 月上旬から中旬までの指定する日

第 1 次試験合格通知で指定する場所

7　受験申込書の配布場所

三重県人事委員会事務局、三重県庁総合案内、三重県内の各地域防災総合事務所、各地域活性化局、三重県志摩建設事務所、三重県東京事務所、三重県関西事務所、三重県警察本部警務部警務課及び三重県内の各警察署

8　受験申込書の提出先

三重県人事委員会事務局

9　受験申込書の受付期間

平成 28 年 7 月 22 日（金）から同年 8 月 25 日（木）までとします。

なお、郵送による申込みは、平成 28 年 8 月 25 日の消印のあるものまでを有効とし、インターネットによる申込みは、同日正午までに県サーバへ記録がされたものまでを有効とします。

10　採用

この試験の合格者は、三重県警察官採用候補者名簿に登載され、その中から採用者が決定されます。

採用の時期は、原則として平成 29 年 4 月 1 日の予定です。

11　その他

(1)　警察官Ｂ（男性）については、この試験と同時に、大阪府の警察官（巡査）の採用候補者試験を共同で行います。

なお、大阪府の採用予定数は、約 2 名です。

(2)　この試験の受験資格、受験手続、試験方法等の詳細については、受験申込書の配布場所で配布する受験案内を参照してください。

(3)　この試験についての問い合わせは、三重県人事委員会事務局（〒514-0004　津市栄町 1 丁目 891　三重県勤労者福祉会館内 TEL059-224-2932）へしてください。

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

平成 28 年 7 月 1 日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム構築／運用・保守業務委託

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

調達説明書（仕様書）は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）内

の入札情報サービスシステム（物件調達）から入手することができます。

(3)　委託期間

契約締結の日から平成34年5月31日（火）までとします。

(4)　委託業務履行場所

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する場所とします。

(5)　総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、5(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（ＷＴＯ）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ＩＣカード）は不要とします。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成28年7月22日（金）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(3)及び(4)に掲げる書類を平成28年9月6日（火）17時までに、5(1)の場所に提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書（第1号様式）

(2)　提案書等提出申請書

(3)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(4)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム　担当　佐伯、植田

電話　059-224-2247　　ファクシミリ　059-224-2270

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当
電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から平成28年9月2日（金）15時まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知
平成28年7月27日（水）17時までに通知します。

(6)　技術提案書等提出の日時及び場所
ア　日時　平成28年7月29日（金）8時30分から同年8月5日（金）17時まで
イ　場所　〒514-8570　三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム
ウ　方法　提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱(こん)包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる担当部局に持参する日時について調整を行ってください。
また、郵送の場合は、封筒等の外側に「三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム構築／運用・保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7)　技術提案書聴取会の実施
ア　日程　平成28年9月1日（木）予定
なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。
イ　具体的な日時及び場所は後日連絡します。
ウ　技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。
エ　出席者は説明者を含め3名以内とします。出席者にはできるだけ提案者側の実施体制に記載のある参加予定者を含むようにしてください。

(8)　入札書提出の日時及び場所
ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から平成28年9月2日（金）14時30分まで
入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。
イ　書面による入札の場合は、調達説明書（仕様書）の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時　平成28年9月2日（金）14時30分まで
なお、三重県庁内郵便局へは平成28年8月26日（金）から同年9月2日（金）14時30分までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006　三重県津市広明町13番地
宛　先　三重県庁内郵便局留め
受取人　三重県健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進プロジェクトチーム
案件名　三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム構築／運用・保守業務委託入札書在中

(9)　開札の日時及び場所
日時　平成28年9月2日（金）15時
場所　三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部健康福祉総務課
入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、前日までに5(1)に掲げる部局へ連絡をしてください。

(10)　入札方法等に関する事項
ア　入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とし

ますので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各年度の契約希望金額を消費税等の税率（平成 28 年度は 100 分の 8、平成 29 年度以降は 100 分の 10）で除した金額の総額を記載するものとします。ただし、消費税等の税率の改正があったときは改正後の税率によるものとします。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項のうち、競争入札参加資格確認に関する事項に質疑がある場合は、アに掲げる質疑提出締切日時までに、技術提案等に関する事項（仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、ウに掲げる質疑提出締切日時までに、電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にあっては、当該締切日時までに 5(1)に掲げる入札事務担当部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑に対する回答は、入札情報サービスシステムの「発注情報閲覧」で行います。

ア　第 1 回質疑提出締切　平成 28 年 7 月 13 日（水）17 時まで

イ　第 1 回結果回答　平成 28 年 7 月 19 日（火）17 時までに行います。

ウ　第 2 回質疑提出締切　平成 28 年 7 月 25 日（月）17 時まで

エ　第 2 回結果回答　平成 28 年 7 月 28 日（木）17 時までに行います。

(2)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3)　契約書作成の要否

要

(4)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理

手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Subject Matter of the Contract：

Building Pharmacy information systems in Mie Prefectural Medical Center for Child Growth, Development and Disability, and its maintenance duties for five years

(2)　Date and Time for the Proposal:

Proposal submitted by registered mail must be received by 5:00 P.M. on Friday, August 5, 2016.

Managing Authority:

Developmental Support System Project Promotion Team, Child and Domestic Affairs Bureau, Department of Health and Welfare, Mie Prefectural Government, 13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

(3)　Bid Submission Deadline：

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Friday, September 2, 2016.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, August 26, 2016 and 2:30 P.M. on Friday, September 2, 2016.

(4)　Date and Time for the Open Bidding：

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Friday, September 2, 2016.

(5)　Managing Authority：

Developmental Support System Project Promotion Team, Child and Domestic Affairs Bureau, Department of Health and Welfare, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2247 FAX:059-224-2270

E-Mail:hattatsu@pref.mie.jp

別記　落札候補者決定基準

1　基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する「総合評価方式」を採用する。予定価格の制限の範囲内において入札があった業者を対象に、合計得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

(1)　入札価格の評価

2に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」という。）を与える。

(2)　提案内容の評価

提案内容の評価は、「提案書の評価」と「提案システムの機能評価」の2単位に分けて「技術評価点」の評価を実施する。「提案書の評価」は「評価基準表」に基づき提案内容を評価し「技術評価点」を与える。「提案システムの機能評価」は、「業務仕様書（加点表示）」に基づき仕様書に対する回答書を評価し「技術評価点」を与える。

(3)　合計点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

以下の順で落札候補者を決定する。

ア　入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。

イ　入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合

「提案システムの機能評価」による「技術評価点」が高い者を落札候補者とする。

ウ　イにおいて「提案システムの機能評価」による「技術評価点」も同じ場合は、当該入札者間で調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定する。

2　入札価格の評価

「価格評価点」の満点は500点とし、以下の計算式による。

「価格評価点」＝500点×（1－Ｘ／Ｋ）

Ｘ：入札価格（円）

※平成28年度から平成34年度までの年度別価格の総合計が入札価格となる。

Ｋ：評価基準額＝41,500,000円

※評価基準額とは入札に当っての評価のための数値であり、予定価格ではない。

※入札価格及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行う。

※有効数字は、小数点以下16桁目までとし、小数点以下17桁目以降は切り捨てとする。

3　提案内容の評価

「技術評価点」の満点は1000点とする。「技術評価点」は、「提案書の評価」による「技術評価点」と「提案システムの機能評価」による「技術評価点」の和とする。

(1)　提案書の評価：900点

ア　項目の配点

「提案書の評価」の満点を900点として、次のように評価項目単位に点数を配点する。

評価項目及び配点

(ｱ)　全体概要：　360点

a　全般：　70点

b　スケジュール：　80点

c　システム構築体制：　80点

d　稼働実績：　80点

e　その他：　50点

(ｲ)　構築時の対応：　300点

a　システム構成・システム及び機器機能：　200点

b　テスト要件・教育訓練：　100点

(ｳ)　運用・保守時の対応：　240点

a　運用・保守要件①：　100点

b　運用・保守要件②：　140点

「提案書の評価」による「技術評価点」は、評価項目（分類項目、評価内容及び提案書への記載事項）を設定し、それぞれに重要度を重視した配点の設定を行う。

イ　採点方法

(ｱ)　採点の考え方

評価項目単位の採点は、0点から10点までの11段階で採点する。

a　本県で想定していたレベルの提案内容であれば「5点」とする。

b　非常に優れたレベルの提案内容であれば「9点」とする。

c　非常に低いレベルの提案内容であれば「1点」とする。

d　記述のないものは「0点」とする。

e　「9点」と「5点」の中間レベルの提案内容であれば「7点」とする。

f　「1点」と「5点」の中間レベルの提案内容であれば「3点」とする。

g　各項目で同点の入札者が2者以上あり、提案内容に明らかに差が見られる場合は、他者とのバランスを考慮した上で1点加点又は減点する。

h　各項目の評価軸の考え方については、「評価基準表」にある評価基準に記載する。「評価基準表」において本県が提案書に必ず記述が必要と考える項目を必須項目に指定する。必須項目の評価項目点が「0点」の場合には、落札候補者としない。

(ｲ)　「項目加重点」の考え方

評価項目の重要度に応じて、2点から7点までの加重点を設定する。各評価項目に係る「項目加重点」については「評価基準表」を参照すること。

(ｳ)　「技術評価点」の計算方法

「提案書の評価」による「技術評価点」は、「評価基準表」に基づき提案内容を評価した「各審査委員の技術評価点」の平均（小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。）とする。

「各審査委員の技術評価点」は、各評価項目単位に採点した点数にそれぞれ「項目加重点」を乗じた「項目評価点」の和とする。

(2)　提案システムの機能評価：100点

ア　機能評価の考え方

「提案システムの機能評価」による「技術評価点」は、仕様書の加点項目について、提案者が本機能を実現する場合（「○」回答）に加点評価するものである。加点評価点数は、本県であらかじめ定めるが項目別点数は公表しない。各項目に配点した点数に重み付けをし、満点を100点としている。

なお、回答欄が「○」で備考欄に条件の記載があるときは、記載内容を元に加点の減点を行う場合がある。

イ　加点項目以外は必須項目とし、評価対象とはしない。必須項目が要求を満たさない場合（「×」回答）には、落札候補者としない。

ウ　「技術評価点」の計算方法

「提案システムの機能評価」による「技術評価点」は、以下の計算式による。

「提案システムの機能評価」による「技術点」＝100 点×（「○」回答の項目加点合計／評価基準点数（仕様書加点合計））

4　落札候補者の決定方法

落札候補者の決定に当たっては、原則として「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とするが、以下の要件を全て満たさない者は落札候補者としない。

(1)　入札価格が、2で示した評価基準額以内であること。

(2)　「調達説明書（仕様書）」17の(6)にて提出する入札金額内訳書により提案された各年度別見積額が、「三重県立子ども心身発達医療センター薬剤部門システム構築／運用・保守業務委託概要仕様書　6 支払方法」で示した各年度の評価基準額以内であること。

※上記に記載した金額は、全て消費税抜きの額とする。

発行　三　重　県

三重県津市広明町13番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/